

平成23年7月26日(火)
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

国道357号若松交差点の歩道橋の形状が決まりました ～ 安全性や利便性の向上を図ります～

船橋市と習志野市との境に位置する国道357号若松交差点に新設する横断歩道橋の形状が決まりました。

これまで若松交差点では、歩行者および自転車などの乱横断による死傷事故が発生しています。

新設する横断歩道橋に自転車を押し上げできる斜路付階段やエレベーター(計画)を設置することで、乱横断の抑止を図り、安心・安全な交差点になります。

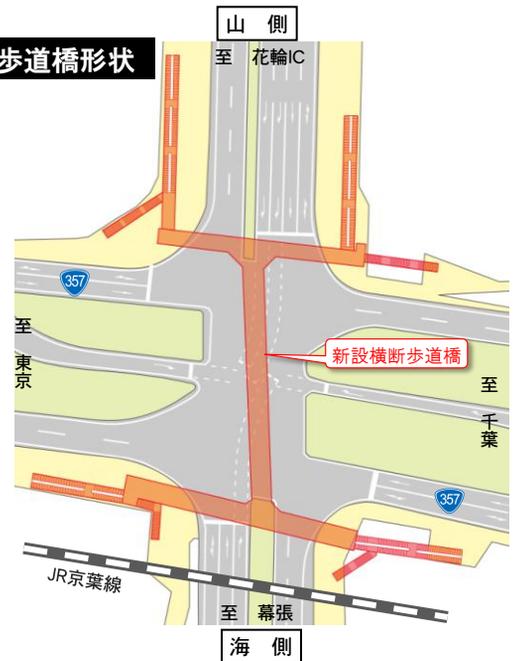
なお、既設する若松第二歩道橋は、新設歩道橋の完成後に撤去します。

歩道橋工事期間中はご迷惑をおかけ致しますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

位置図



歩道橋形状



発表記者クラブ

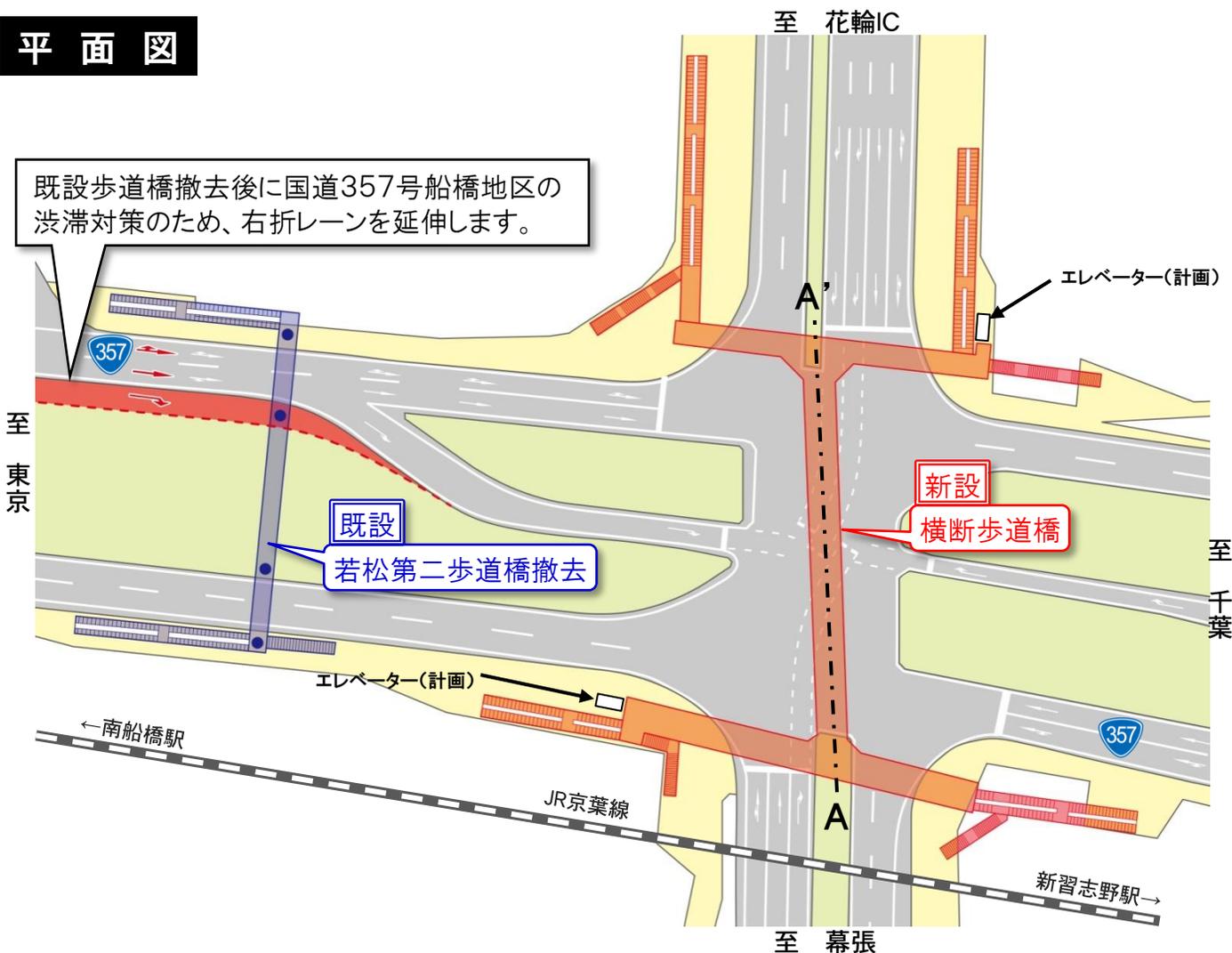
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者クラブ
千葉市政記者会、船橋新聞記者会

問い合わせ先

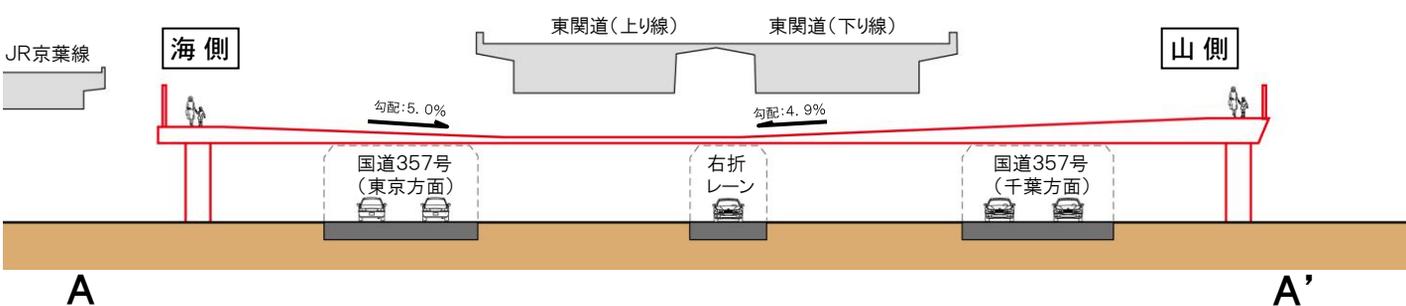
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
電話 043-287-0311(代表)
副所長 窪田 達也 (くぼた たつや) 交通対策課長 清水 浩信 (しみず ひろのぶ)

～ 若松交差点の歩道橋新設工事の概要 ～

平面図



A-A' 断面図



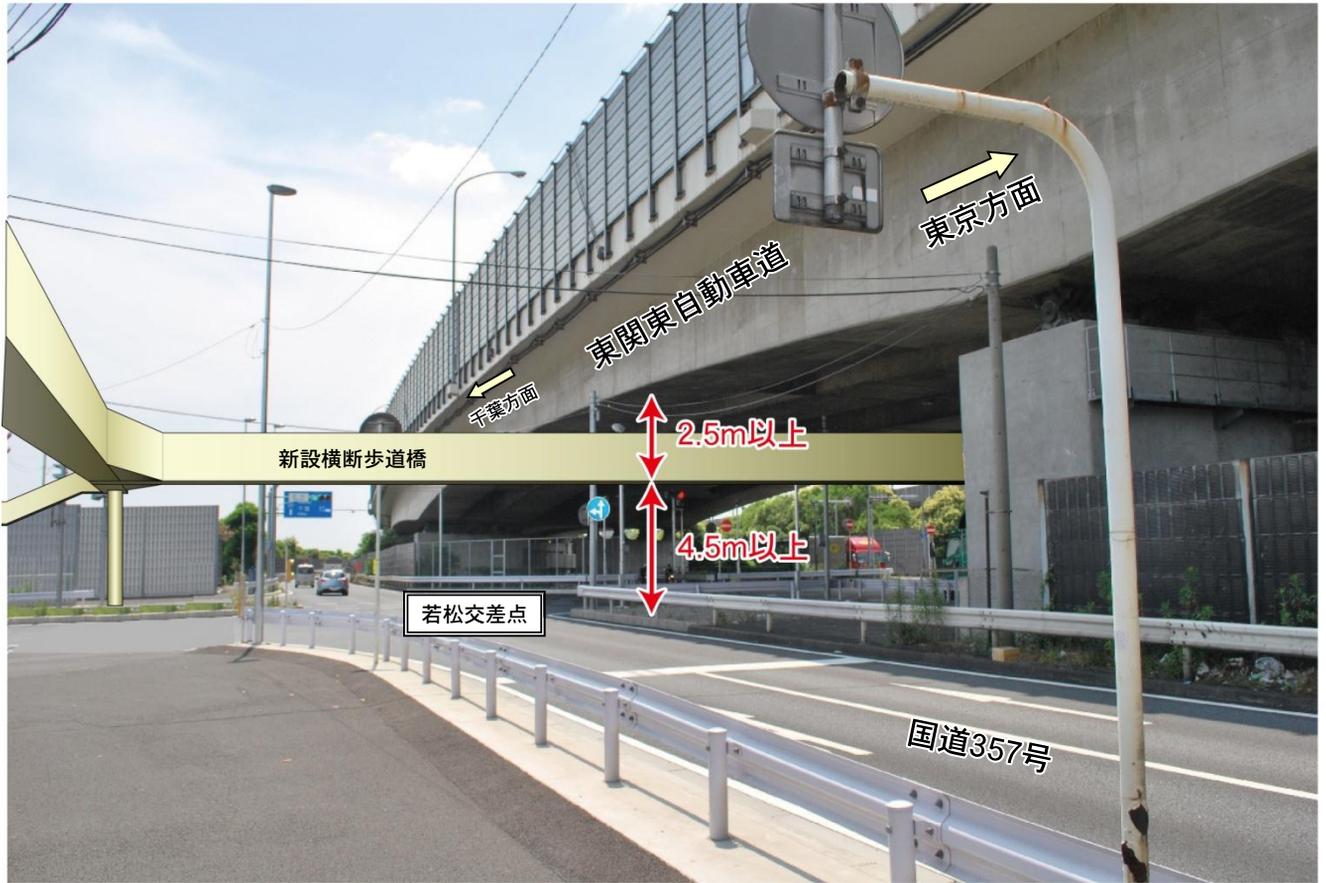
工事のお知らせ

平成23年9月頃より歩道橋の基礎工事に着手し、平成24年度に橋桁の架設に着手する予定です。

また、歩道橋の完成に合わせて既設する若松第二歩道橋の撤去及び右折レーンの延伸を行います。

■新設横断歩道橋の設置位置について

東関東自動車道と交差点とのクリアランスが確保できる箇所を通すように計画。
国道357号を横断するにあたり、東関東自動車道構造物から2.5m以上、交差点路面から4.5m以上の離隔距離を確保できる位置に計画しました。



※新設横断歩道橋はイメージ図です。

現在の交差点(乱横断)状況 ※朝の通勤・通学時

